



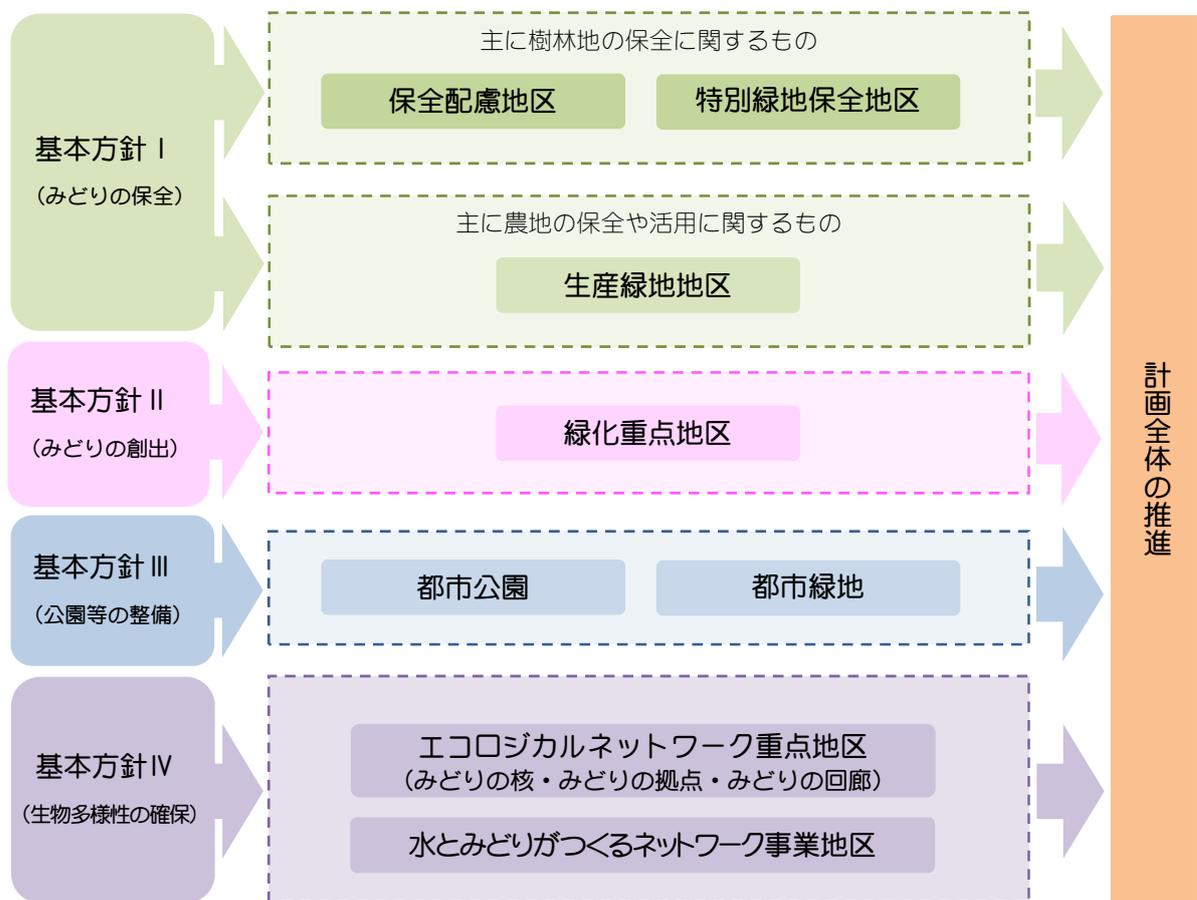
第5章 重点地区

1 重点地区の目的と役割

本計画を進展させるためには、基本方針に基づく各施策を着実に推進していく必要があります。しかし、施策は様々な課題に対応する必要性から多岐にわたっており、集中的・戦略的な推進が必要です。

そこで、集中的・戦略的に各施策を推進するために「重点地区」を定めます。重点地区で施策を積極的に推進することにより、計画全体を効果的に押し進めていきます。

■重点地区の展開イメージ



各基本方針を主軸に集中的・戦略的に施策を展開

2 重点地区

それぞれの重点地区について次のように定めます。

重点地区 1 保全配慮地区・特別緑地保全地区

(みどりの保全の重点地区 主に樹林地の保全に関するもの)

(1) 保全配慮地区

みどりの保全のための施策を重点的に推進する地区として「保全配慮地区」を設定します。

本項目は、都市緑地法第4条第2項第6号の「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項」として位置づけ、本市ではこの保全配慮地区を中心にみどりの保全を推進します。

① 保全配慮地区の設定

- ・みどりの規模や生きものの生息・生育空間などの観点から、重要なまとまりのある以下の地区を保全配慮地区に定めます。

区分	保全配慮地区名称	
狭山丘陵	狭山丘陵保全配慮地区	
水辺地	河川流域保全配慮地区・柳瀬川段丘崖保全配慮地区・北秋津周辺保全配慮地区	
平地林	旧鎌倉街道周辺保全配慮地区	北原町周辺保全配慮地区
	東狭山ヶ丘周辺保全配慮地区	くぬぎ山周辺保全配慮地区
	三富新田保全配慮地区	若狭周辺保全配慮地区
	所沢カルチャーパーク周辺保全配慮地区	南永井周辺保全配慮地区
	林周辺保全配慮地区	

② 保全配慮地区の保全

- ・保全配慮地区は、特別緑地保全地区や里山保全地域等の地域制緑地や公有地化等による施設緑地により、その担保性の向上を図るとともに、地域特性に応じ、みどりの公開性を高め、市民の自然体験の場としての活用を図ります。
- ・みどりの質の向上を図るため、里山保全地域など保全の図られたみどりについて保全管理計画を作成し、多様な生きものの生息・生育空間の形成等を図るなど、市民協働による適切な維持管理を推進します。

③ みどりのパートナーなど民間主体との協働

- ・保全配慮地区内のみどりの保全管理は、みどりのパートナーをはじめとする民間主体との協働を推進します。

(2) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地において建築行為など一定の行為の制限などにより、緑地を現状凍結的に保全する制度です。本市では、駒ヶ原特別緑地保全地区と荒幡富士特別緑地保全地区が指定されており、今後も適切な保全を図ります。

本項目は、都市緑地法第4条第2項第4号「特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項」として位置づけます。

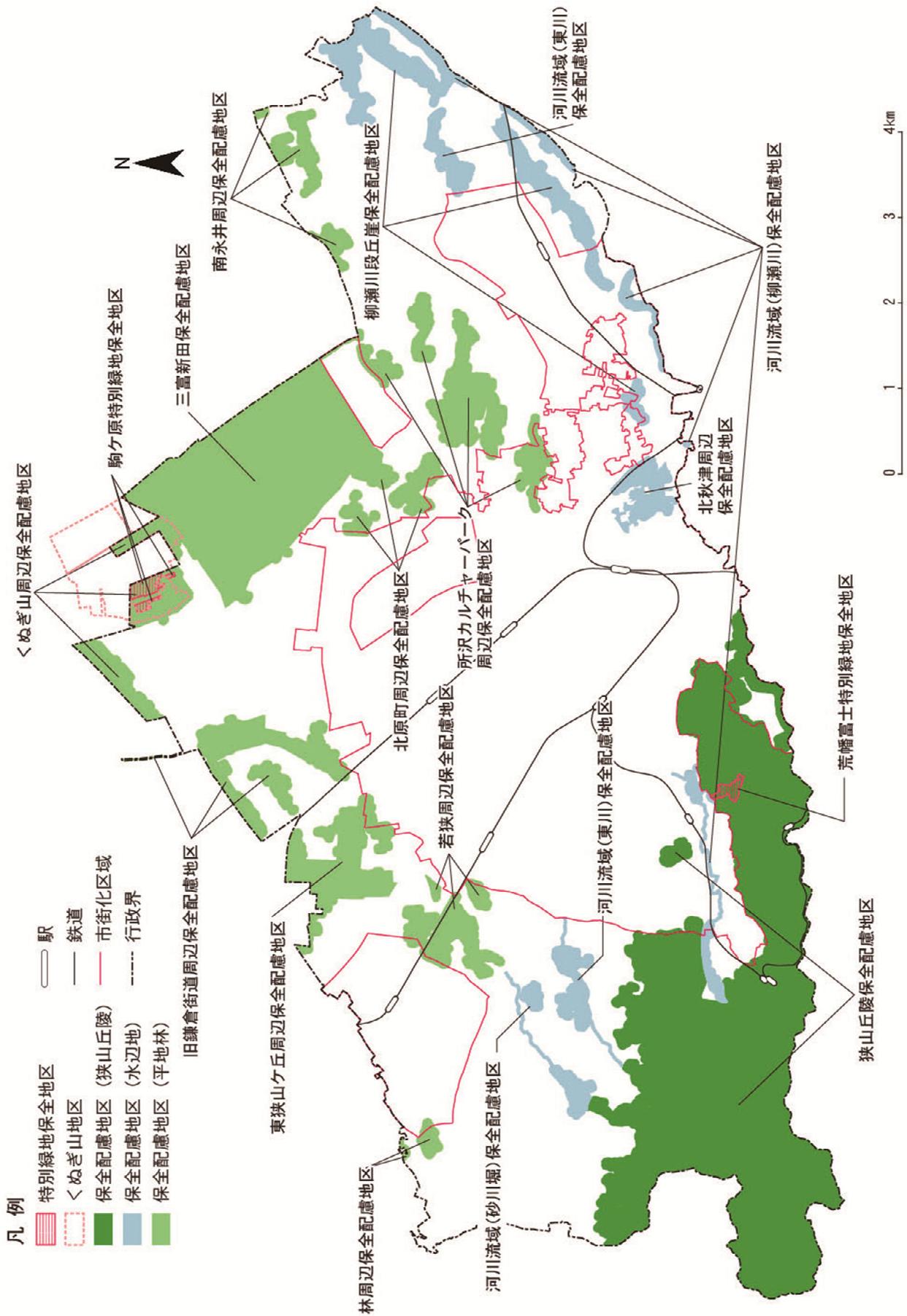
① 特別緑地保全地区の指定

- ・今後も緑地の状況や土地所有者の意向を踏まえ、特別緑地保全地区の指定拡大を進めます。

② 特別緑地保全地区の保全

- ・都市緑地法第17条に基づき、指定区域内で所定手続きを踏まえ土地の買取りに対する申出があった場合は、県との協議の上、土地の買入れを行うものとします。また、緑地の状況に応じ、適切な施設整備や維持管理を図ります。

■保全配慮地区及び特別緑地保全地区保全方針図



(3) 保全配慮地区の地区別の方針

①狭山丘陵

【狭山丘陵保全配慮地区】

対象区域	狭山湖周辺及び西武球場から八国山周辺までの地区（狭山丘陵一帯）	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市のみどりの核であり、広域的にも重要なみどりで、湧水、湿地などの水辺地も数多くあり、希少な生きものの生息・生育地です。 近年では開発傾向は沈静化しつつありますが、小規模な開発は依然としてみられます。 大部分は「狭山近郊緑地保全区域」及び「県立狭山自然公園」に指定されています。地域の状況に応じ、「特別緑地保全地区」や「里山保全地域」等の指定、公有地化や民間主体のトラスト活動による保全が進んでいます。 手入れの行き届かない樹林地があり、荒廃がみられます。 狭山湖及び湖畔林は東京都の水道用地のため、立入りが制限されています。 公有地又は民間トラスト地の一部は、市民に開放されています。 	 <p>狭山丘陵周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> 「狭山近郊緑地保全区域」の指定拡大、「近郊緑地特別保全地区」や「特別緑地保全地区」の指定に努めます。また、「県立狭山自然公園」の特別地域の指定を含めた保全策を検討します。 「里山保全地域」などの指定を進めます。また、保全の必要性の高い地区等については公有地化等についても検討します。 市街地に近接しているみどりは、公開性のある「市民緑地」の指定に努めます。 民間主体のトラスト活動と連携した保全についても推進します。 「さいたま緑の森博物館」としての整備を県に求めています。 	

②水辺地

【河川流域保全配慮地区】

対象区域	各河川における河畔林や草地等の水辺一帯の地区（柳瀬川、東川、砂川堀上流部）	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> 市内の河川のうち、特に良好な自然景観を残している水辺地で、水とみどりがつくるネットワーク形成の視点からも重要なみどりで、河畔林の大部分は既に消失しているため、残された河畔林は小規模です。 これまでは河川改修等により自然河岸が減る傾向にありましたが、近年では多自然川づくりが提唱され、自然環境に配慮した護岸整備となっています。 民間主体による河畔林のトラスト活動や公有地化が進められ、市民活動による河川清掃なども行われていますが、河畔林等の保全措置は一部にとどまっています。 	 <p>砂川堀周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> 「里山保全地域」などの指定に努めます。また、「特別緑地保全地区」などの指定や公有地化についても検討します。 民間主体のトラスト活動と連携した保全についても推進します。 	

【北秋津周辺保全配慮地区】

対象区域	北秋津小学校から西武池袋線までの斜面林と平地林一帯の地区	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> 所沢駅に近接する、柳瀬川段丘の斜面林と平地林からなるまとまりのある樹林地です。 1984年（昭和59年）以降、市街化調整区域でしたが、土地区画整理事業を基本とするまちづくり事業の具体化に伴い、2017年（平成29年）に再び市街化区域に編入されました。 斜面林を主体とするまとまりのあるみどりが残っていることから、まちづくり事業の中で、計画的な保全を図ります。 一部に「保存樹林」「生産緑地地区」が指定されています。 	 <p>北秋津周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> 斜面林は、「都市公園」や「都市緑地」などの指定による保全を図ります。 	



【柳瀬川段丘崖保全配慮地区】

対象区域	都市計画道路東京狭山線から国道463号にかけての柳瀬川沿いの段丘崖斜面林一帯の地区	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山丘陵から帯状に続き、生きものの生息・生育するみどりの核として、また荒川までつながるみどりの回廊として重要なみどりです。 ・斜面の大部分が土砂災害警戒区域・同特別警戒区域に指定されています。 ・市街化区域ではマンションや戸建て住宅などの開発が進行しています。 ・一部に「保存樹林」の指定や公有地化が進められていますが、大部分では保全措置がありません。 ・市民団体により保全されている樹林地もあります。 	 <p>柳瀬川段丘崖周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「里山保全地域」や「保存樹林」などの指定に努めます。また、「特別緑地保全地区」などの指定も検討します。 ・「ふるさとの緑の景観地」など県の制度による保全について求めていきます。 ・土砂災害警戒区域に指定されていることから、防災対策と連携した保全策についても検討します。 	

③平地林

【東狭山ヶ丘周辺保全配慮地区】

対象区域	北中運動場から南入曽車両基地にかけての樹林地一帯の地区	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を代表する平地林で、広域的にも重要なみどりです。 ・近年、福祉施設や資材置き場、家庭菜園などへ転用されるケースが増えています。 ・地区の大部分に「ふるさとの緑の景観地」が指定されています。 ・一部に公有地や民間トラスト地があり、市民団体により維持管理が行われています。 	 <p>東狭山ヶ丘周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさとの緑の景観地」の指定の継続及び拡大を県に求めていきます。 ・「里山保全地域」などの指定に努めます。また、「特別緑地保全地区」などの指定を検討します。 ・民間主体のトラスト活動と連携した保全についても推進します。 	

【くぬぎ山周辺保全配慮地区】

対象区域	くぬぎ山地区及び下富十四軒の樹林地一帯の地区	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢市、川越市、狭山市、三芳町にまたがるまとまりのある平地林で、広域的にも重要なみどりです。 ・三富新田における農用林として利用されていました。 ・隣接する幹線道路の整備に伴い、樹林地の転用が進んでいます。 ・自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」が設置され、保全・再生の検討が進められています。 ・地区の大部分に「ふるさとの緑の景観地」が指定されています。 ・一部は「駒ヶ原特別緑地保全地区」に指定され、また区域拡大が進められています。 ・一部に公有地や民間トラスト地があり、市民団体により維持管理が行われています。 	 <p>くぬぎ山周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさとの緑の景観地」の指定の継続及び拡大を県に求めていきます。 ・「特別緑地保全地区」の区域拡大を進めるとともに、「里山保全地域」などの指定に努めます。 	

【若狭周辺保全配慮地区】

対象区域	西埼玉中央病院から北中小学校にかけての樹林地一帯の地区
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域に挟まれた市街化調整区域に残る平地林で、広域的にも重要なみどりです。 ・市街地に近接しており、近年では福祉施設や家庭菜園などへの転用が多くみられ、樹林地のまとまりが失われつつあります。 ・区域の大部分が近年新たに「ふるさとの緑の景観地」に指定されました。 ・市街地に近接しているため、気軽な散策の場として林内利用が図られています。  <p style="text-align: right;">若狭周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさとの緑の景観地」の指定の継続及び拡大を県に求めています。 ・「里山保全地域」や「市民緑地」などの指定に努めます。

【旧鎌倉街道周辺保全配慮地区】

対象区域	北岩岡から下富にかけての旧鎌倉街道沿いの樹林地一帯の地区
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・旧鎌倉街道沿いに帯状に残る平地林と屋敷林で、広域的にも重要なみどりです。 ・市街地に近接しているため、近年では福祉施設や資材置き場としての転用が多くみられ、樹林地のまとまりが失われつつあります。 ・民間主体のトラスト活動により自然再生が進められており、多様な生きものの生息も確認されています。 ・一部が「里山保全地域」に指定されています。 ・良好に管理された樹林地がある一方、管理されていない樹林地もみられます。  <p style="text-align: right;">旧鎌倉街道周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「里山保全地域」の区域拡大や「市民緑地」の指定に努めます。 ・「ふるさとの緑の景観地」の指定について、県に求めています。（ふるさとの緑の景観地（狭山市分）の隣接樹林地） ・屋敷林は「ふるさとの樹」などの指定を進めるほか、新たな制度を含めた保全方策について検討します。 ・民間主体のトラスト活動と連携した保全についても推進します。

【三富新田保全配慮地区】

対象区域	三富新田周辺の農地、屋敷林、平地林一帯の地区
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林、農地、平地林がセットとなった短冊状の敷地割りが歴史的に有名で、特徴的な景観を形成しています。 ・昔から平地林を利用した落ち葉堆肥農業が営まれてきましたが、生活様式の変化や化学肥料の普及等に伴い平地林の活用が減り、荒廃がみられます。 ・幹線道路の整備により、大型倉庫や産業廃棄物堆積場などへ転用されるケースがみられ、歴史的な地割りの景観が崩れつつあります。 ・農地は「農業振興地域の農用地区域」として保全が図られていますが、平地林や屋敷林などの樹林地の保全措置はありません。  <p style="text-align: right;">三富新田周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「里山保全地域」などの指定を図ります。 ・屋敷林については「ふるさとの樹」などの指定を進めるほか、新たな制度を含めた保全方策について検討します。 ・農地は「農業振興地域の農用地区域」として継続的に保全します。



【所沢カルチャーパーク周辺保全配慮地区】

対象区域	所沢カルチャーパーク及び周辺の樹林地一帯の地区	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢カルチャーパークとそれに近接する下新井・牛沼・松郷の平地林を主体とした地域です。 ・所沢カルチャーパークは、雑木林を中心とした自然環境を保全しながら、市民が自然の中でリフレッシュできる郊外型の総合公園で、早期全面開園に向けた事業が進められています。 ・牛沼市民の森は、国道463号線から東川にかけてのなだらかに傾斜した雑木林であり、クヌギ、コナラ、シラカシなどの混合林となっています。東側の竹林内に牛沼神明神社があります。 	 <p>所沢カルチャーパーク周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢カルチャーパークの早期全面開園に向けた事業を推進します。 ・「里山保全地域」や「保存樹林」等の指定を図ります。 	

【北原町周辺保全配慮地区】

対象区域	北原町周辺の樹林地一帯の地区	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢聖地霊園周辺の平地林を主体とした地域です。 ・保全措置はなく、消失がみられます。 	 <p>北原町周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「里山保全地域」等の指定を図ります。 	

【南永井周辺保全配慮地区】

対象区域	南永井の屋敷林など樹林地一帯の地区	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林や平地林を主体とした地域です。 ・保全措置はなく、樹林も小規模なものが主体のため、開発に伴う消失がみられます。 	 <p>南永井周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「里山保全地域」や「ふるさとの樹」等の指定を図ります。 	

【林周辺保全配慮地区】

対象区域	林二丁目周辺の樹林地一帯の地区	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平地林を主体とした地域です。 ・林内には林川が流れています。 ・保全措置はなく、市街地に隣接しており、家庭菜園や資材置き場などへの転用が進んでいます。 	 <p>林周辺</p>
主な緑地保全制度等*	<ul style="list-style-type: none"> ・「里山保全地域」等の指定を図ります。 	

※「主な緑地保全制度等」は、記載した保全制度（地域制緑地等）以外のものの適用を制限するものではありません。

(4) 特別緑地保全地区の地区別の方針

①狭山丘陵

【荒幡富士特別緑地保全地区（約 4.7ha）】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 荒幡富士特別緑地保全地区は、2016年（平成28年）に約4.7haが指定されています。 コナラ林とアカマツ・コナラ林相から成り、イチリンソウ、シュンラン、カタクリなどの希少な林床植物が生育する豊かな植物相を成しています。 富士山信仰の象徴である人工の富士塚があります。当地区が狭山丘陵の豊かなみどりの景観を担っており、また、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして特別緑地保全地区に指定しています。 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センターが立地しており、狭山丘陵について学習する場となっているほか、地域住民と共に保全管理が進められています。 	 <p>荒幡富士</p>
<p>保全に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」「荒幡富士保存会」等と連携して保全管理を図ります。 「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」「荒幡富士保存会」等、関係団体の協力のもと、「保全管理計画」の策定を検討します。 保全管理計画に基づき、生きものの生息・生育に配慮したみどりの保全管理を進めるとともに、保全管理に必要な施設の整備を図ります。 	

②平地林

【駒ヶ原特別緑地保全地区（約 8.2ha）】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> 駒ヶ原特別緑地保全地区は、2012年（平成24年）に約4.7haが指定され、2019年（平成31年）2月に約8.2haへ拡大しました。 一帯は、埼玉県南部、首都圏30km圏に位置する大規模な平地林です。所沢市、川越市、狭山市、三芳町にまたがる約152haの「くぬぎ山地区」を対象に、くぬぎ山地区自然再生協議会による自然再生が図られています。 くぬぎ山地区周辺は、平地林の減少が続く中、武蔵野の面影を残す一団の平地林が残る重要な地域となっており、現在、県と地元3市1町では、くぬぎ山地区の緑地を保全し、未来の世代に引き継ぐため、保全等を進めています。 その一部となる当地区は「くぬぎ山・駒ヶ原の森」の愛称が付けられており、市北部の狭山市境に広がるクヌギ、コナラ、アカマツなどで構成される典型的な武蔵野の雑木林で、南側には三富新田の畑が広がります。 市街地に近接しながらも樹林が大規模に広がる県内でも希少な地域として、本区域を含めて、駒ヶ原ふるさとの緑の景観地に指定されています。 特別緑地保全地区の拡大を検討しています。 	 <p>駒ヶ原</p>
<p>保全に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> くぬぎ山地区自然再生全体構想及び実施計画に基づき、計画的な保全を進めます。また、所有者意向に配慮しつつ、特別緑地保全地区の拡大を進めます。 「くぬぎ山・駒ヶ原の森保全管理計画」に基づき、生きものの生息・生育に配慮したみどりの保全管理を進めます。また、計画に基づき、保全管理のために必要な施設の整備を図ります。 くぬぎ山地区自然再生事業実施計画、保全管理計画に則り、県とくぬぎ山地区を構成する周辺市町、くぬぎ山地区自然再生協議会等と連携を図るとともに、みどりのパートナー、土地所有者、市で役割分担し、保全管理・活用を進めます。 	



重点地区2 生産緑地地区

(みどりの保全の重点地区 主に農地の保全や活用に関するもの)

(1) 生産緑地地区

都市緑地法により、「農地」が「緑地」に位置づけられたことを受け、農地を緑地として有効活用することが望まれます。都市農地は農産物の生産、防災、良好な景観の形成、都市環境の保全等、様々な機能を持つことから、保全・活用するため「生産緑地地区」の指定を進めます。

本項目は、都市緑地法第4条第2項第5号の「生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項」として位置づけ、本市における生産緑地地区保全の指針とします。

①生産緑地地区の指定

- ・指定面積要件を 300 m²以上に引き下げることで、市街化区域内の農地の生産緑地地区への指定を図り、都市農地の減少を抑制します。また、旧暫定逆線引き地区は、今後まちづくりの状況に応じ市街化区域への編入が実施される際には、所有者の意向を踏まえ生産緑地地区の指定を進めます。
- ・生産緑地地区指定から30年を超える見込みのものについては、特定生産緑地地区の指定を進め、都市農地としての保全を図ります。なお、指定から30年を経過した場合、特定生産緑地地区の指定ができなくなることから、早期の取り組みに努めます。

②都市農業の新たな展開

- ・所有者による営農継続の難しいものは、貸借等による営農展開をあっせんできる仕組みを検討します。
- ・生産緑地地区内への農家レストランや直売所、加工所等の設置による農業の6次産業化について検討します。
- ・低層系用途地域で、上記施設の立地を誘導する地区及び生産緑地地区を含む都市農地の保全を図る地区については田園住居地域への見直しを検討します。
- ・市民農園や農作業体験など、市民が農とふれあえる場として活用できる方策を検討します。

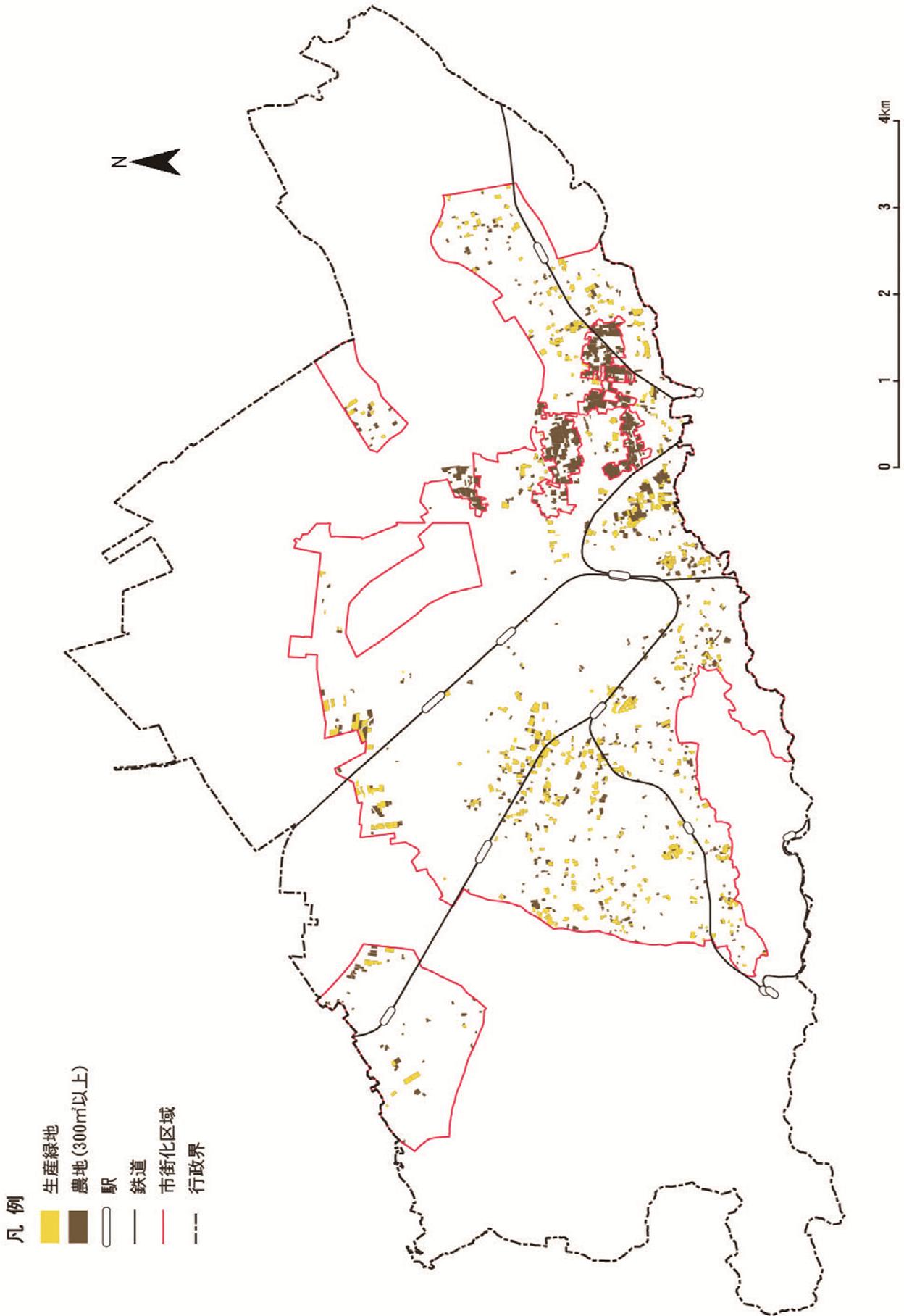
③営農が困難となる生産緑地地区の緑地としての活用の検討

- ・公園が不足する地域やエコロジカルネットワーク構築上重要な地域等、みどりの確保が重要な地域においては、都市公園や市民緑地など、緑地としての活用を検討します。
- ・緑地としての活用が困難なものは、地域の状況に応じて、公共施設用地として計画的な活用を検討します。

④都市農地を有効活用する仕組みの構築

- ・①～③に示す都市農地の保全及び有効活用について、総合的に取り組むための仕組みづくりを検討します。

■生産緑地地区方針図（2017年度・平成29年度末時点の現況）





重点地区3 緑化重点地区

(みどり創出の重点地区)

(1) 緑化重点地区

みどり創出のための施策を重点的に推進する地区として「緑化重点地区」を設定します。

本項目は都市緑地法第4条第2項第8号の「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」として位置づけ、本市では、緑化重点地区を中心にみどりの創出を図ります。

①緑化重点地区の設定

- 以下の通り、緑化重点地区を定め、緑化の推進を図ります。

緑化重点地区の区分	設定・管理方針の概要
駅周辺緑化重点地区	まちの玄関口となる駅周辺のうち、特にみどりが必要とされる7地区について、緑化重点地区計画の策定を図り、重点的な緑化を進めます。
市街地緑化重点地区	みどりあふれる都市を形成するため、市街化区域全域を緑化重点地区とし、市民や市民団体、民間事業者等との協力によるオープンスペースの確保、みどりの保全や緑化を進めます。

②緑化重点地区計画の策定

- 駅周辺緑化重点地区では、「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に基づく緑化重点地区計画の策定に努め、計画的な緑化の推進を図ります。また、必要に応じて緑地協定や地区計画、地域緑化推進計画などの緑化推進制度の活用を検討します。

③生物多様性への配慮などモデルとなる緑化の推進

- 緑化重点地区内にある公共施設について、緑化のモデルとなるよう、在来種による緑化など公共施設緑化ガイドラインに基づいた緑化を図ります。緑化にあたっては生物多様性の保全について特に配慮します。

④市民緑地設置管理計画認定制度の活用

- 緑化重点地区内では民間主体による市民緑地設置管理計画の認定制度と同計画に基づく市民緑地の計画的な設置管理を推進します。また、同計画の認定制度の担い手となる民間主体の確保を図ります。

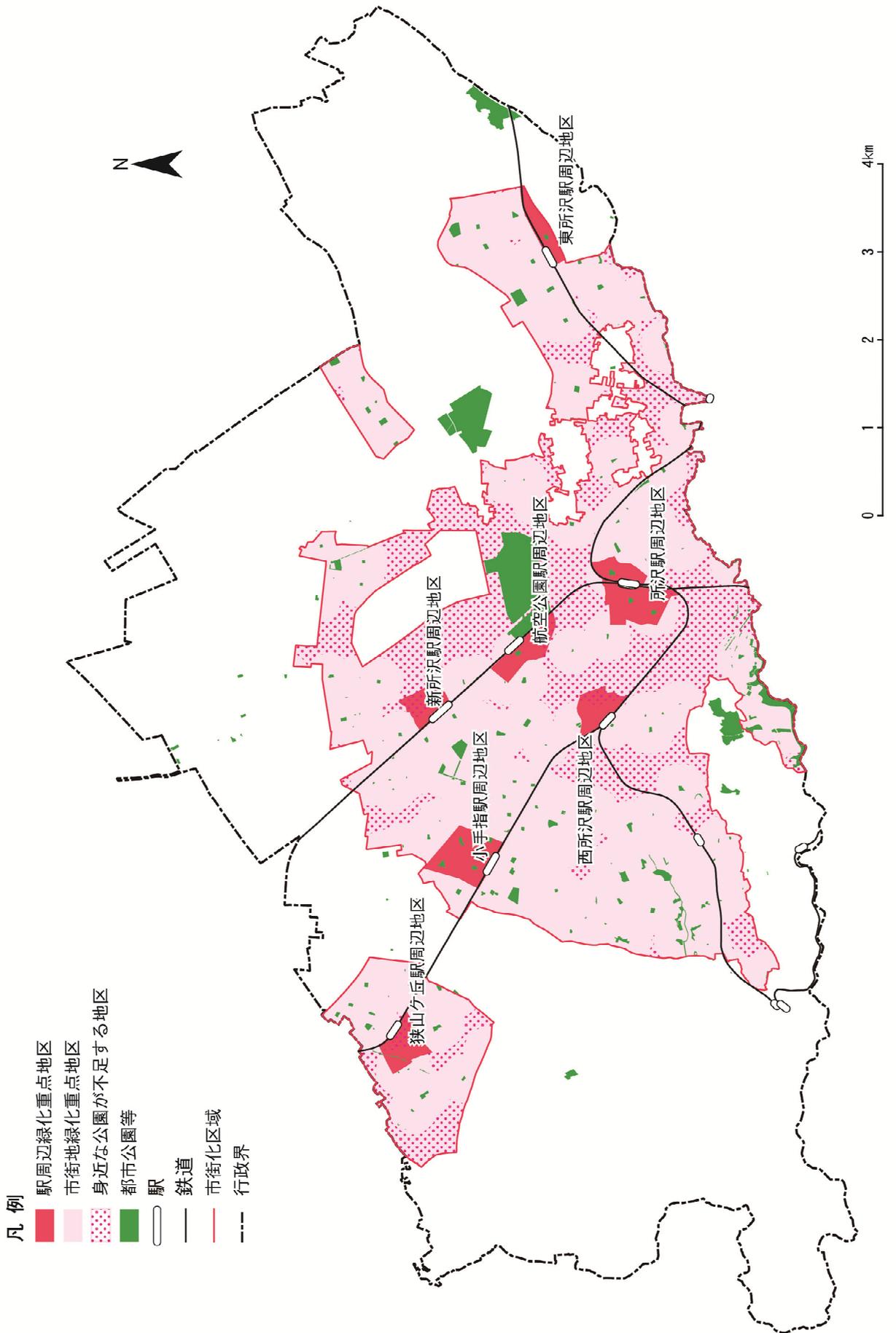
⑤市街化区域内樹林保全制度の運用

- 緑化重点地区内の樹林については、保存樹林及びまちなかみどり保全地区により 300 m²以上の樹林の保全を図ります。

⑥みどりのパートナーなど民間主体との協働

- 緑化重点地区内の緑化推進、良好な緑地の維持・保全については、みどりのパートナーをはじめとする民間主体との協働を推進します。

■緑化重点地区方針図





(2) 緑化重点地区の地区別の方針

① 駅周辺緑化重点地区

【所沢駅周辺】

対象区域	所沢駅と日吉町及び東住吉、くすのき台一丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前は中高層の商業・業務系の土地利用となっています。また、東口地区は2018年（平成30年）に駅前大型商業施設が新設されるなど土地利用が大きく変化しています。 ・駅前のロータリーにはシンボルツリーなどにより緑化が施されています。 ・所沢駅周辺まちづくり基本構想により、計画的なまちづくりを進めています。 ・住宅地内は道路の幅員が狭く、建物が密集しています。 ・公園等のオープンスペースが少なく、防災性の向上が求められています。 	 <p>所沢駅周辺 出典：所沢市PR空撮動画</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場や道路などへの緑化を推進します。 ・交通事業者や商店街、商業施設へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【航空公園駅周辺】

対象区域	航空公園駅と喜多町及び北有楽町周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により地区の半分近くが基盤整備されており、住居系の土地利用が大部分を占めています。 ・基盤整備されていない地区は建物が密集しています。 ・公園や学校など、オープンスペースは比較的確保されています。 	 <p>航空公園駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・交通事業者へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【新所沢駅周辺】

対象区域	新所沢駅と松葉町周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前は中高層の商業・業務系の土地利用となっています。 ・地区全体は民間開発により基盤整備が行われていますが、公園等のオープンスペースが少なく、防災性の向上が求められています。 ・駅前広場や駅前通りはみどりが少なく、みどりの創出が求められています。 	 <p data-bbox="1118 573 1251 600">新所沢駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場や道路などの緑化を推進します。 ・交通事業者や商店街へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【西所沢駅周辺】

対象区域	西所沢駅と西所沢一丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前には商業・業務系の土地利用ですが、その他は住居系の土地利用であり、特に県道沿いは中高層住宅が建ち並んでいます。 ・全体的に道路の幅員が狭く、住宅が密集しています。 ・駅前広場に緑化空間がないことから、駅前での緑化空間の創出が求められています。 ・公園等のオープンスペースが少なく、防災性の向上が求められています。 	 <p data-bbox="1118 1256 1251 1283">西所沢駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場などの緑化を推進します。 ・交通事業者や商店街へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	



【狭山ヶ丘駅周辺】

対象区域	狭山ヶ丘駅と狭山ヶ丘一丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前の一部は商業・業務系の土地利用ですが、その他は住居系の土地利用となっています。 ・駅前広場の一部は緑化されていますが、みどりが比較的少ない状況です。 ・公園等のオープンスペースが少なく、みどりの創出が求められています。 	 <p style="text-align: center;">狭山ヶ丘駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場などの緑化を推進します。 ・交通事業者や商店街へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【小手指駅周辺】

対象区域	小手指駅と小手指町一丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前のハナミズキ通り沿道は商業・業務系の土地利用ですが、その他は住居系の土地利用となっており、地区計画が指定されています。 ・駅前にタワーマンションが整備され、ハナミズキ通りもリニューアルされるなどの動きのある地区となっています。 ・地区全体が土地区画整理事業により基盤整備されており、公園等のオープンスペースが確保されています。 ・駅前広場や駅舎、大規模商業施設など、比較的よく緑化されており、地区に潤いを与えています。 	 <p style="text-align: center;">小手指駅周辺 出典：所沢市PR空撮動画</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・地区計画制度の活用を図ります。 ・駅前広場や道路などの更なる緑化を推進します。 ・交通事業者や商店街へ緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

【東所沢駅周辺】

対象区域	東所沢駅と東所沢五丁目周辺	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区全体が土地区画整理事業により基盤整備されています。 ・住居系の土地利用が主体となっていますが、工場などの立地もみられます。 ・駅前広場の一部は緑化されていますが、みどりが比較的少ない状況です。 	 <p style="text-align: center;">東所沢駅周辺</p>
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化重点地区計画を策定し、計画的な緑化を推進します。 ・駅前広場などの緑化を推進します。 ・交通事業者や工場への緑化の協力を要請します。 ・屋上緑化や壁面緑化を推進します。 ・みどりのパートナー制度の充実など地域における緑化活動の推進に努めます。 	

②市街地緑化重点地区

対象区域	市街化区域全域	
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化を促進する区域であり、市の人口の大部分が集積しています。 ・市街化区域内に残された小規模樹木の保全が課題となっています。 ・市街地開発事業等で整備された地区は公園が充足していますが、中心市街地等では公園が不足する地区がみられます。 ・新たな公園整備は容易ではないことから、未利用地の活用などによるオープンスペースの確保が必要です。 	
主な緑化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・とことこガーデン制度等の普及による、民有地の積極的な緑化を促します。 ・保存樹林やまちなかみどり保全地区を活用し、市街地内の樹木の保全を図ります。 ・市民や民間事業者等と連携した市民緑地設置管理計画の認定制度の活用等により、未利用地を活用した市街地内の身近なオープンスペースの確保を図ります。とりわけ公園・緑地が不足している地域では、積極的な取り組みを進めます。また、必要に応じてみどり法人による園路や広場、植栽の整備等を図ります。 ・公園が不足する地区では、生産緑地地区の買取り申し出にあたり、公園・緑地の整備の検討を図ります。 	



重点地区4 都市公園・都市緑地

(公園等の整備・管理の重点地区)

(1) 都市公園・都市緑地

都市公園・都市緑地（以下、都市公園等という）は、環境保全・レクリエーション・防災・都市景観・生物多様性の確保等、みどりの有する諸機能を効果的に発揮させる上で重要な役割を持ちます。地域の特性やニーズに応じ最大限に活用するため、適切な整備及び維持・管理について定めます。

本項目は都市緑地法第4条第2項第3号の「都市公園の整備及び管理の方針」として位置づけ、本市における都市公園等の整備及び管理の指針とします。

①都市公園等の整備の方針

【配置】

- ・都市公園については、身近な公園、大規模な公園、都市緑地等の区分ごとに地域や公園の特性に応じて将来の整備及び配置方針を設定します。また、必要に応じて都市公園の配置及び規模に関する技術的基準について「所沢市都市公園条例」の見直しを検討します。

【整備手法】

- ・中心市街地等で公園の不足する地区については、借地公園や身近な施設緑地、認定市民緑地等、民地を活用したオープンスペースの確保についても検討します。
- ・公園の新設又は老朽化した施設の改修にあたっては、公園利用者の利便性の向上やにぎわいの創出を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）などの導入についても検討します。

【都市機能集約化への対応】

- ・都市機能の集約化の推進等を目的として、公益上の重要性を判断しながら、必要に応じて都市公園のリニューアルについても進めていきます。

②都市公園等の管理の方針

【計画的な管理】

- ・公園施設について、定期的な遊具等の点検を行うとともに、計画的な補修・改修など予防保全型管理の推進を図り、既存施設の長寿命化を図ります。

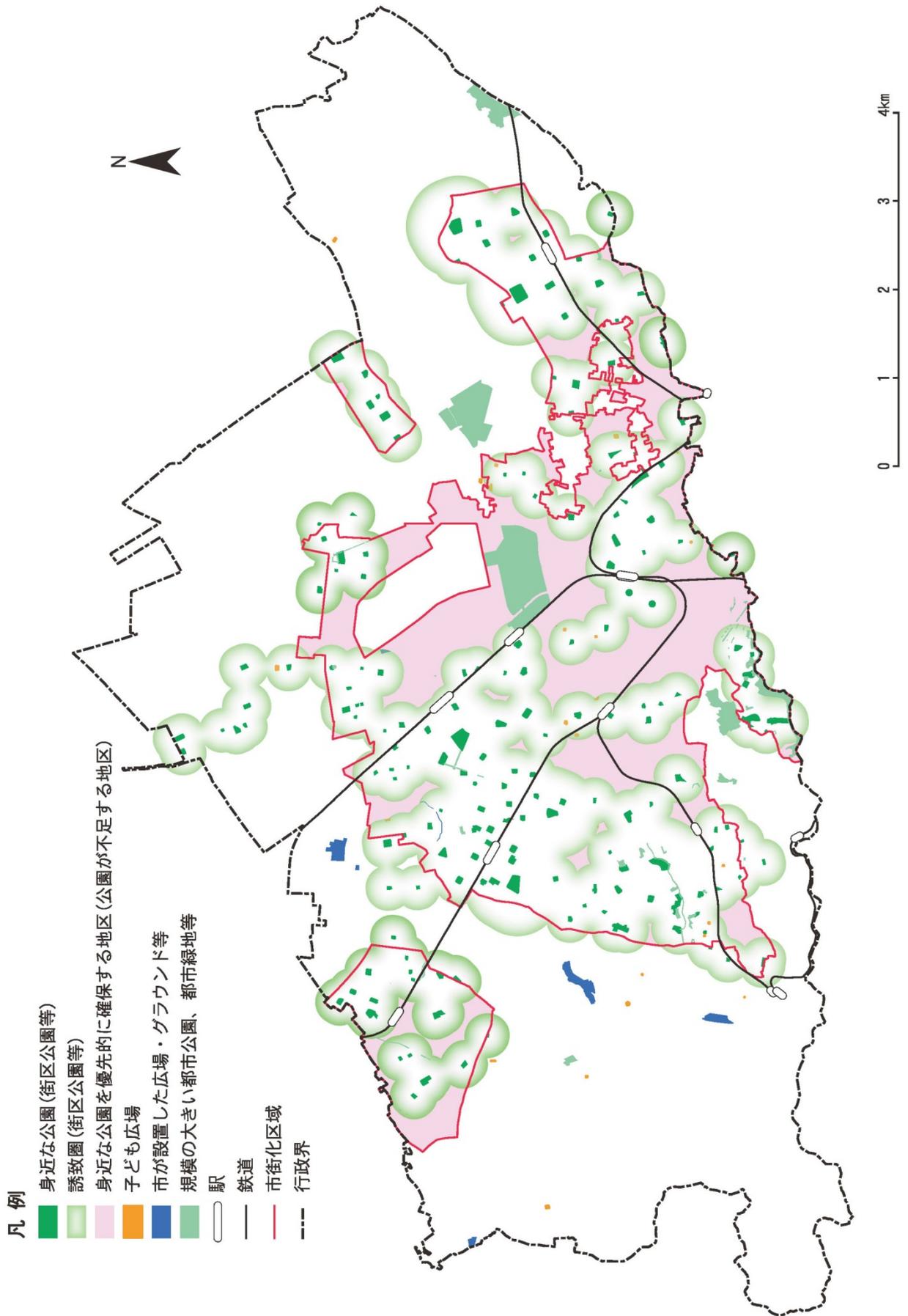
【市民との協働による管理】

- ・公園施設の維持管理にあたっては、公園管理者による管理のほか、アダプト・プログラム（里親制度）なども活用し、市民協働によるきめ細かな管理を図ります。
- ・公園利用者の利便性の向上や、公園のあり方を話し合う場となる公園協議会の設置を検討します。

【エコロジカルネットワークに配慮した管理】

- ・公園内の樹木や植栽等については、エコロジカルネットワークの向上に配慮しつつ、その計画的な維持・再生に取り組みます。

■公園整備・活用方針図



(2) 公園種別ごとの整備及び管理方針

①身近な公園（街区公園・近隣公園等）

整備方針	適切な配置	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園の主な誘致距離は街区公園 250m、近隣公園 500mとします。 ・市街化区域内における公園整備を基本とし、誘致圏を踏まえた公園の充足率や人口別充足率、更には地域要望等を踏まえ、公園不足地の解消に努めます。 ・身近な公園の確保にあたっては借地公園制度などの活用も図っていきます。また、解除された生産緑地地区の活用も必要に応じて検討していきます。 ・身近な公園を補完する身近な施設緑地として、市民緑地や子ども広場等の確保を図ります。 <div style="text-align: center;"> <p>■身近な公園の配置の考え方</p> </div>
	地域の特性を活かした整備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園は、地域ニーズや公園特性なども考慮し、公益上の重要性を判断しながら、リニューアルについても必要に応じて進めていきます。 ・身近な公園等の整備や再整備に際しては、計画段階から地域住民との話し合いによる公園整備を進め、地域に愛される公園づくりを推進します。
管理方針	計画的な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に身近な公園の巡視及び点検を図ります。 ・身近な公園に多い遊具などの安全性を確保するため、計画的な補修・改修など予防保全型管理を推進するとともに、公園施設の劣化等がある場合は、適時に維持及び修繕を図ります。
	市民等との協働による管理	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園は、公園管理者による維持管理のほか、アダプト・プログラム制度など、市民協働によるきめ細かな管理を図ります。また、アダプト・プログラム制度の担い手の育成、拡充に努めます。 ・利用者ニーズに応じて、身近な公園の利便性の向上や、公園のあり方などについて、地域の関係者等と話し合い、公園協議会の設置についても検討します。
	エコロジカルネットワークへ配慮した管理	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園内の樹木や植栽等については、エコロジカルネットワークの向上に配慮しつつ、その計画的な維持・再生に取り組みます。
	公園・緑地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園内への社会福祉施設や保育所などの設置については、地域ニーズや公園の規模特性などを踏まえ、公園の持つみどりやオープンスペース確保の重要性に十分配慮しながら、検討を進めます。

②大規模な公園（総合公園等）

整備方針	地域の特性を活かした整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のレクリエーションや防災機能の向上の観点から、計画的な整備を進めます。 ・大規模な公園の整備にあたっては、地域の自然特性を活かします。 ・特に河川や湿地などの水辺環境豊かな地域は、その保全と親水化に努めます。 ・既に一部を開設している所沢カルチャーパークについては、引き続き整備を進め、早期の全面開設を目指します。 ・都市計画決定されている大規模な公園(小手指ヶ原公園等)については、平地林や河畔林、河川等の豊かな自然環境の保全に配慮し、歴史・文化と調和した施設を目指し、順次整備を図ります。 ・狭山丘陵の豊かな自然を保全するため、(仮称)三ヶ島堀之内公園については、当面は公園計画地内の比良の丘の保全と活用を図りつつ、その整備も検討します。
	計画的な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的で大規模な公園の巡視及び点検を図ります。 ・公園施設の計画的な補修・改修など予防保全型管理を推進するとともに、公園施設の劣化等がある場合は、適時に維持及び修繕を図ります。
	市民等との協働による管理	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な公園については、公園管理者による維持管理のほか、アダプト・プログラム制度の普及・拡充により、市民協働による維持管理を推進します。また、指定管理者制度等官民連携による将来的な公園管理についても検討します。 ・指定管理者による公園管理を実施する際は、公園・緑地が市民の財産として適切に管理され、質の向上に資するものとなるよう留意します。 ・公園の活性化に関する協議会の設置など、官民連携による公園の活性化の新たな方策については、それぞれの公園の実情、地域の市民ニーズなどを勘案し、その導入のあり方について検討します。
	公園・緑地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の特性に応じ、利用者ニーズの変化などに応じた機能性を向上し、多様な観点から魅力の向上を図ります。 ・大規模な公園内への社会福祉施設や保育所などの設置については、地域ニーズや公園の規模特性などを踏まえ、公園の持つみどりやオープンスペース確保の重要性に十分配慮しながら、検討を進めます。
管理方針	エコロジカルネットワークへ配慮した管理	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢カルチャーパークや鳩ヶ谷公園をはじめ、大規模な公園については既存の樹林地が残っており、生物多様性の保全上重要な緑地として位置づけられるものも多いため、生きものの生息・生育空間の確保やエコロジカルネットワークの維持・向上に配慮しつつ、公園内の樹木の計画的な維持・再生に取り組みます。
	公園・緑地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の特性に応じ、利用者ニーズの変化などに応じた機能性を向上し、多様な観点から魅力の向上を図ります。 ・大規模な公園内への社会福祉施設や保育所などの設置については、地域ニーズや公園の規模特性などを踏まえ、公園の持つみどりやオープンスペース確保の重要性に十分配慮しながら、検討を進めます。

③都市緑地等

整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音等を緩和するための緩衝緑地や、豊かな自然環境を保全する都市緑地については、市街地整備等の際に、配置・整備を検討します。
管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な都市緑地等の巡視及び点検を行います。 ・遊歩道や休憩施設などの施設の計画的な補修・改修など予防保全型管理を推進するとともに、施設の劣化等がある場合は、適時に維持及び修繕を行います。 ・都市緑地等については、その特性に応じ、アダプト・プログラム制度やみどりのパートナー制度など市民協働による維持管理についても検討します。 ・都市緑地等については、生きものの生息・生育空間の確保やエコロジカルネットワークの維持・改善に配慮しつつ、都市緑地等の特性に合わせ、樹木や植栽等の計画的な維持・再生に取り組みます。



重点地区5 エコロジカルネットワーク重点地区及び 水とみどりがつくるネットワーク事業地区 (生物多様性確保の重点地区)

(1) エコロジカルネットワーク重点地区

エコロジカルネットワークの構築を目指し、生物多様性確保のための施策を重点的に推進する「エコロジカルネットワーク重点地区」を設定します。

「エコロジカルネットワーク重点地区」は、所沢市みどりの将来像に対応させ、郊外にあるまとまりあるみどりであり、貴重な生きものの生息・生育地となる中核地区を「みどりの核」、市街地及びその周辺のみどりであり、生きものの生息・生育地となる拠点地区を「みどりの拠点」、中核地区と拠点地区間を結び生きものの移動空間となる回廊地区を「みどりの回廊」とします。

① エコロジカルネットワーク重点地区の設定

- ・みどりの核、みどりの拠点、みどりの回廊ごとに、エコロジカルネットワーク重点地区として以下のように設定します。

所沢市みどりの将来像による区分		エコロジカルネットワーク重点地区
みどりの核		狭山丘陵 三富・くぬぎ山等平地林周辺 柳瀬川段丘崖周辺
みどりの 拠点	拠点となる樹林地等 (市街化調整区域)	所沢カルチャーパーク周辺 北原町平地林周辺 南永井周辺 若狭平地林周辺 三ヶ島周辺
	拠点となる樹林地等 (市街化区域)	並木・中新井周辺(公共施設等のみどり) 小手指駅・新所沢駅・東所沢駅(駅周辺のみどり) 椿峰・松が丘・エステシティ周辺(住宅地周辺のみどり)
みどりの 回廊	水辺の軸	柳瀬川・東川・砂川堀
	農地の回廊	市街化調整区域内の農地

② エコロジカルネットワークの構築

- ・エコロジカルネットワーク重点地区では、地域のみどりの状況や生きものの生息・生育状況、保全活動の状況等に応じ、適切な保全・緑化・整備活動を図ります。また、各地で実施されているみどりのパートナー活動等との連携強化を図ります。

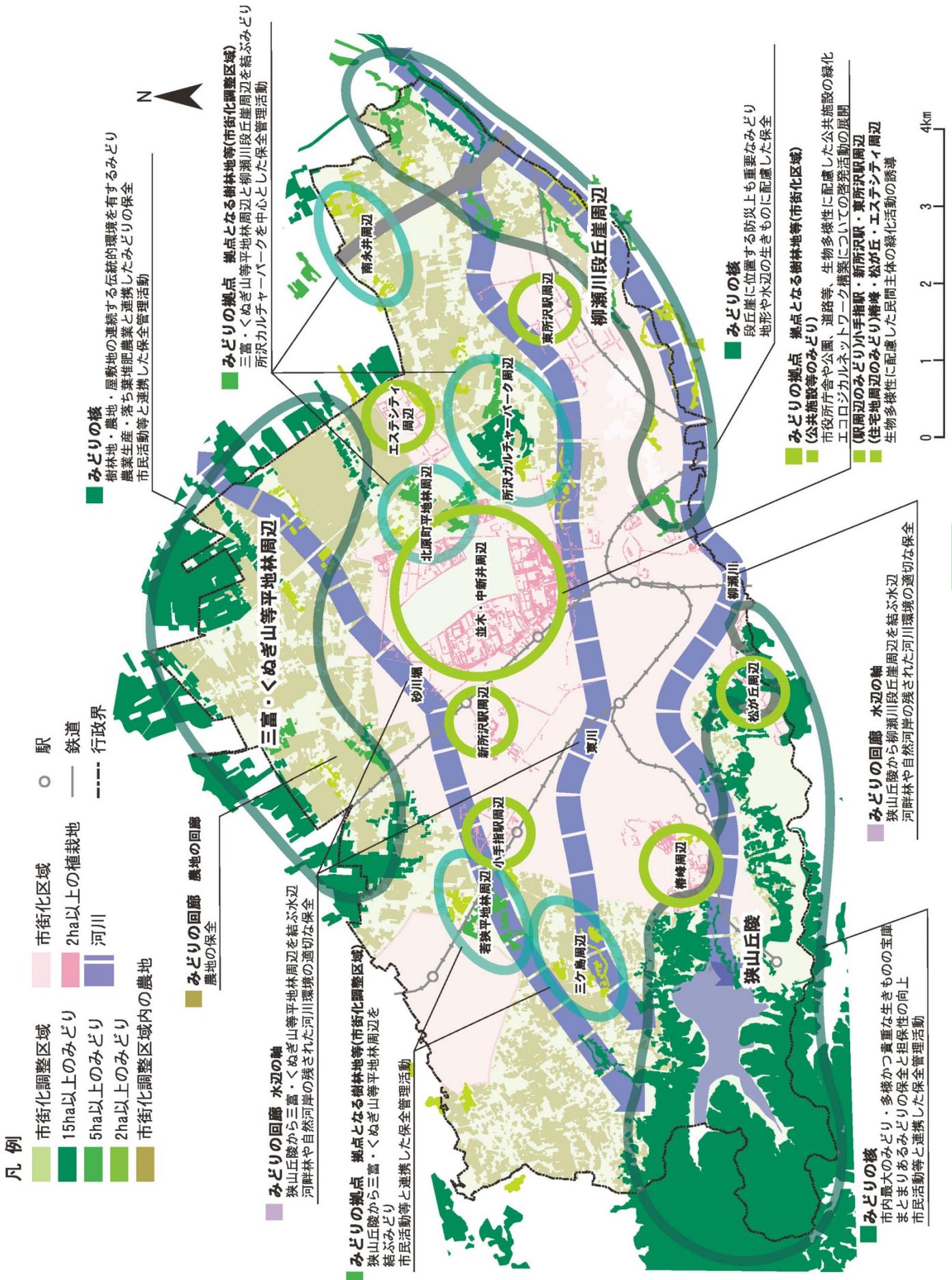
③ 生物多様性地域戦略に基づいた施策の展開

- ・生物多様性地域戦略策定の際は、みどりの施策と連動し、エコロジカルネットワークの構築を実現する具体的方策について検討します。

(2) 水とみどりがつくるネットワーク事業地区

- ・保全したみどりや水辺の主軸である河川等について、相互に結びつけていく散策路を中心とした「水とみどりがつくるネットワーク事業地区」を設定します。
- ・「水とみどりがつくるネットワーク事業地区」では、散策路整備を推進し、みどり豊かで歴史ある里山を残し、市民と共に守り、狭山湖周辺をはじめとする地域の魅力向上を図ることを目指します。
- ・散策路等の整備の際は生物多様性に配慮し、モデルとなる整備を図ります。

■エコロジカルネットワーク構築方針図



みどりの核



(3) エコロジカルネットワーク構築の地区別の方針

①みどりの核

【狭山丘陵】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 武蔵野台地のほぼ中央に位置する面積約3,500haの丘陵地（東京都分含む）であり、市内では最大のまとまりある自然地となっています。 雑木林、ため池や湿地、小川、水田などを含むモザイク状の土地利用が維持され、武蔵野の里山が昔ながらの姿で残されています。 大部分は「狭山近郊緑地保全区域」や「県立狭山自然公園」に指定されているほか、地域により「特別緑地保全地区」、「里山保全地域」、「風致公園」、民間トラスト地、東京都貯水池林などが指定されています。 	 <p>狭山丘陵 出典：所沢市PR空撮動画</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」選定地となっています。 植物が808種、動物が2,195種確認されています。 希少種（埼玉県レッドデータブック掲載種）は、植物38種、哺乳類9種、鳥類31種、爬虫類6種、両生類4種、昆虫類76種、水生生物3種が確認されています。 アライグマやキタリスなど特定外来生物の生息が確認されており、在来生物に対する影響が危惧されています。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」では、狭山丘陵について学習する機会を設け、地域の自然や文化をわかりやすく伝えています。 一部は、雑木林や湿地を含む里山の景観そのものを野外展示とし、貴重な生きものを守るとともに誰もが身近な自然の素晴らしさを実感できることを目的とする「さいたま緑の森博物館」に位置づけられています。 所沢市、西武鉄道株式会社の共同で「所沢すみどりのふれあいウォーク」を実施し、その中で狭山丘陵の生きもの・自然の紹介などの展示を行っています。 三ヶ島湿地や菩提樹池、上山口堀口天満天神社周辺など、多数の場すみどりのパートナーによる保全管理活動が実施されています。 	
<p>エコロジカル ネットワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市内最大の種の宝庫であり、希少種を含めた生きものの生息・生育環境の適切な保全を図ります。 保全配慮地区の方針のもと、まとまりあるみどりの保全と担保性の向上を図ります。 「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」、「さいたま緑の森博物館」、「里山保全地域」で実施される市民活動等と連携し、保全活動を実施します。 	

【三富・くぬぎ山等平地林周辺】

<p>地区の概要とみどりの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の開拓地割跡が残され、屋敷地、畑地、ヤマと呼ばれる平地林（雑木林）の順に細長く区画された農村集落が形成されています。 北中、北入曽、多門院周辺、くぬぎ山、中富など、15ha以上のまとまりある樹林地が多くあります。 一部地域には、「特別緑地保全地区」や「ふるさとの緑の景観地」、「里山保全地域」等が指定されています。 屋敷林等の保全は進まず、主要道路沿道では産業廃棄物の堆積場や資材置き場等の立地による樹林地の減少がみられます。 農地の大部分は「農業振興地域の農用地区域」に指定されています。 	 <p>平地林(旧鎌倉街道里山保全地域)</p>
<p>生きものの生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」選定地となっています。 植物が440種、動物が266種確認されています。樹林を好むものや市街地近郊、農耕地周辺を好むものなど多様な種が確認されています。 希少種（埼玉県レッドデータブック掲載種）は、植物21種、哺乳類2種、鳥類7種、爬虫類2種、昆虫類10種が確認されており、都市近郊にありながら生物相の豊かな地域となっています。 	
<p>保全活動の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「特別緑地保全地区」や「ふるさとの緑の景観地」、「里山保全地域」等では保全管理活動が実施されています。 みどりのパートナーにより平地林の保全管理活動や、平地林の生きものの生息・生育空間の保護・保全活動等が実施されています。 	
<p>ICOP+ 加ネットワーク構築の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 樹林地と農地の両方を有する環境から多様な生きものの生息・生育地となっており、希少種を含めた生きものの生息・生育環境の適切な保全を図ります。 保全配慮地区の方針のもと、まとまりあるみどりの保全と担保性の向上を図ります。 農業施策と連携した農業振興による農地の保全を図ります。また、落ち葉堆肥農法を通じた樹林地の保全を図るとともに、市民活動等と連携し、適切な維持管理や体験活動を支援します。 	

【柳瀬川段丘崖周辺】

<p>地区の概要とみどりの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 柳瀬川とその段丘崖に位置する斜面林を主体とした自然地であり、河川沿いに帯状に分布しています。 斜面林の一部は保存樹林に指定されていますが、大部分は保全措置がありません。 斜面林の大部分は土砂災害警戒区域に指定されています。 北秋津周辺は、「北秋津・上安松土地区画整理事業」が施行中であり、区域内の樹林は都市公園や都市緑地として保全を図ります。 	 <p>柳瀬川段丘崖</p>
<p>生きものの生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 植物が317種、動物が8種確認されています。 希少種（埼玉県レッドデータブック掲載種）は、植物15種、鳥類6種、爬虫類1種、クモ類1種が確認されています。 既存文献の植物調査は一部地域に限られ、動物調査はごくわずかの実施となっています。 	
<p>保全活動の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対岸の清瀬市では柳瀬川を「緑と水の拠点」と位置づけ、下草刈りや落ち葉掃き等の作業が実施されています。 	
<p>ICOP+ 加ネットワーク構築の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 段丘崖の地形など多様な環境を踏まえ、生きものの生息・生育環境の適切な保全を図ります。 保全配慮地区の方針のもと、帯状のまとまりあるみどりの保全と担保性の向上を図ります。 	



②みどりの拠点 拠点となる樹林地等（市街化調整区域）

【所沢カルチャーパーク周辺】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢カルチャーパークとそれに近接する下新井・牛沼・松郷の平地林を主体とした地域です。 ・所沢カルチャーパークは、雑木林を中心とした自然環境を保全しながら、市民が自然の中でリフレッシュできる郊外型の総合公園で、早期全面開園に向けた事業推進が図られています。 ・牛沼市民の森は、国道463号線から東川にかけてのなだらかに傾斜した雑木林であり、クヌギ、コナラ、シラカシなどの混合林となっています。東側の竹林内に牛沼神明神社があります。 	 <p>所沢カルチャーパーク</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物が91種、動物が15種確認されています。 ・希少種（埼玉県レッドデータブック掲載種）は、猛禽類など鳥類3種が確認されています。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのパートナーやアダプト・プログラムの活動によって、保全管理活動が実施されています。 	
<p>エコジカネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの核となる「三富・くぬぎ山等平地林周辺」と「柳瀬川段丘崖周辺」の中間に位置することからエコジカルネットワーク上重要な地域となっており、生息・生育環境の適切な保全を図ります。 ・所沢カルチャーパークの整備・活用にあたっては、生きものの生息・生育環境に配慮します。 ・自然体験活動など、所沢カルチャーパークや牛沼市民の森を主体とした活動の展開を検討します。 	

【北原町平地林周辺】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢聖地霊園周辺の平地林を主体とした地域です。 ・保全措置がなく樹林の消失がみられます。 	 <p>北原町平地林</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地はクヌギやコナラを主体とした落葉広葉樹二次林となっています。 ・動植物調査は実施されていませんが、鳥類の希少種の確認記録があります。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動は実施されていません。 	
<p>エコジカネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「保存樹林」の指定など、平地林や屋敷林の保全を図ります。 	

【南永井周辺】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋敷林や平地林を主体とした地域です。 ・保全措置はなく、樹林も小規模なものが主体のため、消失がみられます。 	 <p>南永井の屋敷林</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地はクヌギやコナラを主体とした落葉広葉樹二次林となっています。 ・動植物調査は実施されていません。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動は実施されていません。 	
<p>エコジカネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「保存樹林」の指定など、屋敷林や平地林の保全を図ります。 	

【若狭平地林周辺】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・西武小手指車両基地南側に広がる平地林を主体とした地域です。 ・地域の南側は、狭山湖や狭山丘陵など豊かな自然と景観が広がり、周辺には農地や住宅地が点在し樹林も多く残されています。また、地域内には砂川堀が流れ、区域内に3つの調整池が存在します。 ・大部分が「ふるさとの緑の景観地」に指定されているほか、一部に「保存樹林」が指定されています。 	 <p>若狭平地林</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物が269種、動物が290種確認されています。 ・「ふるさとの緑の景観地」の樹林地は優占種のほとんどがコナラで、手の行き届かない樹林地はシラカシ等が優占しています。 ・鳥類は樹林を好むもの、林縁部と畑地や草地を横断的に利用するもの、林床の藪を利用するものなど多様な種が確認されています。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりのパートナーによる保全管理作業が実施されています。 	
<p>エコジカネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの核となる「狭山丘陵」と「三富・くぬぎ山等平地林周辺」の中間に位置することからエコジカルネットワーク上重要な地域となっており、生息・生育環境の適切な保全を図ります。 ・保全配慮地区の方針のもと、みどりの保全と担保性の向上を図ります。 ・市民活動等と連携し保全管理活動を継続します。 	



【三ヶ島周辺】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東川の河畔や北野総合運動場周辺の樹林地及び平沢記念病院北側の樹林地からなる地域です。 一部に「保存樹林」が指定されています。また、平沢記念病院北側の樹林地は小手指ヶ原公園の計画地に含まれています。 	 <p>北野総合運動場周辺の樹林</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動植物調査は実施されていません。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保全活動は実施されていません。 	
<p>エコジ⁺カルネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市最大の生きものの生息・生育地である狭山丘陵に近接しており、エコロジカルネットワーク上重要な地域となっていることから、生息・生育環境の適切な保全を図ります。 保全配慮地区の方針のもと、みどりの保全と担保性の向上を図ります。 小手指ヶ原公園の整備の際は、エコロジカルネットワーク構築に配慮した整備・活用を実施します。 	

③みどりの拠点 拠点となる樹林地等（市街化区域）

【並木・中新井周辺（公共施設等のみどり）】

<p>地区の概要とみどりの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢航空記念公園や並木町周辺の公共施設群を含めた市街地内最大の緑化地です。 ・国道 463 号は「日本一長いケヤキ並木」となっています。 	 <p>国道 463 号のケヤキ並木</p>
<p>生きものの生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢航空記念公園内にはカモ類をはじめ多くの鳥類などが確認されています。 	
<p>保全活動の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所沢航空記念公園では、ボランティア活動により樹木の調査や鳥類の観察・調査などが実施されています。 ・並木地区ではみどりのパートナー活動により花壇への草花の植栽などの活動が実施されています。 	
<p>エコジカネットワーク構築の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地内最大の緑化地であることから、市街地に生きものを呼び込むポテンシャルの高い地域であり、エコロジカルネットワーク構築上重要な地域となっています。 ・公共施設では、公共施設緑化ガイドラインに基づき、エコロジカルネットワークの構築に配慮した植栽とします。 ・所沢航空記念公園や市庁舎など多くの人々が来訪する地域であり、エコロジカルネットワーク構築についての普及・啓発活動等を検討します。 	

【小手指周辺・新所沢周辺・東所沢周辺（駅周辺のみどり）】

<p>地区の概要とみどりの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小手指駅周辺は、土地区画整理事業により基盤整備が実施され、小手指公園をはじめとする公園や緑地・街路樹等が整備されています。また、地区内に砂川堀が流れています。 ・新所沢駅周辺は、土地区画整理事業や民間開発により基盤整備が実施され、緑町中央公園が整備されています。 ・東所沢駅周辺は、土地区画整理事業により基盤整備が実施され、東所沢公園をはじめとする公園や緑地・街路樹等が整備されています。 	 <p>新所沢の団地内植栽地</p>
<p>生きものの生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物調査は実施されていません。 	
<p>保全活動の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小手指駅周辺のせせらぎ水路の遊歩道や青葉台公園では、みどりのパートナー活動により草花の植栽などが実施されています。 ・新所沢駅周辺の緑町中央公園では、みどりのパートナー活動により草花の植栽などが実施されています。 ・東所沢駅周辺の郷土窪公園では、みどりのパートナー活動により草花の植栽などが実施されています。 	
<p>エコジカネットワーク構築の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まとまりある緑化地であり市街地に生きものを呼びこむポテンシャルのある地域です。 ・公共施設においては、公共施設緑化ガイドラインに基づき、エコロジカルネットワークの構築に配慮した植栽とします。 ・緑化重点地区の方針のもと、適切な緑化を推進します。 ・エコロジカルネットワークの構築に配慮した緑化活動となるよう、地域の活動との連携強化を図ります。 	



【椿峰・松が丘・エステシティ周辺（住宅地周辺のみどり）】

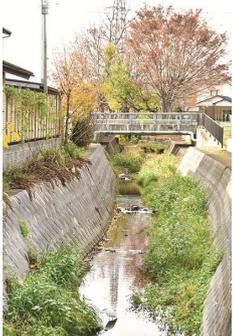
<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・椿峰周辺は土地区画整理事業により、公園や街路樹が整備されているほか残存樹林もあります。「緑地協定」により良好な緑化地となっています。 ・松が丘周辺は一団の開発地であり、公園や街路樹が整備されています。また「地区計画」に加え、「街ぞで憲章」により具体的な敷地の緑化や自然環境に適した樹木の選定などの目標が掲げられています。 ・エステシティ周辺は、土地区画整理事業により、公園や街路樹が整備されています。「地区計画」により生垣等の設置が義務づけられています。 	 <p>エステシティの住宅地</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・椿峰周辺や松が丘周辺では、多くの鳥類や昆虫などが確認されています。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・椿峰では、自治会等による花壇等の緑化活動が実施されているほか、まちづくり協議会において、緑化技術に関する勉強会等が実施されています。また、緑地管理ガイドラインを策定するなどの積極的な取り組みが実施されています。 	
<p>エコジカネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・椿峰や松が丘は「狭山丘陵」に、エステシティは「三富・くぬぎ山等平地林周辺」に近接していることから、市街地に生きものを呼び込むポテンシャルの高い地域であり、エコジカルネットワーク構築上重要な地域となっています。 ・エコジカルネットワークの構築に配慮した緑化活動となるよう、地域の活動との連携強化を図ります。 	

④みどりの回廊 水辺の軸

【柳瀬川】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柳瀬川は、狭山湖から流れる市内最大の河川であり、みどりの核となる「狭山丘陵」と「柳瀬川段丘崖周辺」を東西に結んでいます。 ・上流から下流に至るまで自然河岸が残存し、河畔林が残されている地域があります。また、河川敷には草地が多くあります。 	 <p>柳瀬川上流部</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物が43種、動物が89種確認されています。 ・希少種（埼玉県レッドデータブック掲載種）は、鳥類3種、昆虫類1種、水生生物4種が確認されています。 ・以前は上流部にミヤコタナゴが生息していましたが、現在は自然には確認されていません。 ・現在も多くの魚類が生息しており、それを捕食するカワセミ等の鳥類がいます。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河畔林の一部が民間トラスト地となっており保全活動が行われています。 ・「淵の森」では民間団体やみどりのパートナーによる保全活動が実施されています。 	
<p>エコジカネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生きものの移動空間となるよう、河川とその周辺の自然地の保全を進めます。 ・河川整備の際は、多自然川づくりを推進します。 ・エコロジカルネットワークの構築に配慮した緑化活動となるよう、みどりのパートナー活動との連携強化を図ります。 	

【東川】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東川は、「狭山丘陵」を水源とし、郊外から中心市街地内を貫流し、市東部で柳瀬川に合流します。 ・上流部から市街地までは自然河岸が残存し、河畔林が残されている地域があります。市街地から下流部は川沿いにサクラ並木が植栽されています。柳瀬川の合流部付近では、まとまりある樹林地が残されています。 	 <p>東川中流部</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物が54種、動物が26種確認されています。 ・希少種（埼玉県レッドデータブック掲載種）は、植物1種、鳥類5種が確認されています。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小手指や東所沢地区等では、みどりのパートナー活動として河川の美化活動や緑化活動が実施されています。 	
<p>エコジカネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生きものの移動空間となるよう、河川とその周辺の自然地の保全を進めます。 ・河川整備の際は、多自然川づくりを推進します。 ・エコロジカルネットワークの構築に配慮した緑化活動となるよう、みどりのパートナー活動との連携強化を図ります。 	



【砂川堀】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂川堀は、「狭山丘陵」を水源とし、市の北部を東西に結んでいます。 ・上流から誓詞橋までは河畔林が残されている地域があり、市北西部の貴重な水辺となっています。誓詞橋より下流は都市下水路となっており、コンクリート護岸や暗渠が多くなっています。 ・地下に埋設した管渠の地上部を利用したせせらぎ水路などが整備されています。 	 <p style="text-align: center;">砂川堀上流部</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物が 578 種、動物が 61 種確認されています。 ・希少種（埼玉県レッドデータブック掲載種）は、植物 14 種、鳥類 14 種、昆虫類 1 種が確認されています。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体による流域の保全活動が行われています。 ・河畔林の一部が民間トラスト地となっており保全活動が行われています。 ・青葉台地区ではみどりのパートナー活動としてせせらぎ水路の遊歩道の緑化活動などが実施されています。 	
<p>エコジカ ネットワーク 構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生きものの移動空間となるよう、河川とその周辺の自然地の保全を進めます。 ・河川整備の際は、多自然川づくりを推進します。 ・エコロジカルネットワークの構築に配慮した緑化活動となるよう、みどりのパートナー活動との連携強化を図ります。 	

⑤みどりの回廊 農地の回廊

【市街化調整区域内の農地】

<p>地区の概要 とみどりの 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市は露地野菜や茶などを中心に、畑地や果樹園などの広大な農地があります。 市街地を取り囲むように、「農業振興地域の農用地区域」が1,000ha以上指定されています。 市北部の「三富新田とその周辺地域」などは、江戸時代の開拓地割跡が残され、屋敷地、畑地、ヤマと呼ばれる平地林（雑木林）の順に細長く区画された農村集落が形成されています。 	 <p>下富地区の農地</p>
<p>生きものの 生息状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動植物調査は実施されていません。 農地では草花や昆虫類、茶畑を好むホオジロなどの鳥類、アズマモグラなどの哺乳類など多様な生きものが確認されています。 	
<p>保全活動の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生きものの保全活動は実施されていませんが、農地は多くの生きものの貴重な生息・生育環境となっています。また、環境にやさしい農業の普及などが実施されています。 	
<p>エコジ ネット ワーク構築の 方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業施策と連携した農地の保全を図ります。 エコロジカルネットワークの構築に配慮するよう、環境にやさしい農業の推進を図ります。 	

みどりのコラム 都市のみどりはエコロジカルネットワーク

都市には多くの方が住んでいます。急激な都市化の進展の中では、緑地の消失、縮小、分断化が進行し、動植物の生息地又は生育地となる緑地が孤立化している事例が数多く見られます。

緑地の孤立化は、動植物の交流の機会を失わせ、繁殖に必要な個体数が確保できなくなるなど、都市の動植物種の絶滅や減少、生物多様性の損失をもたらしています。



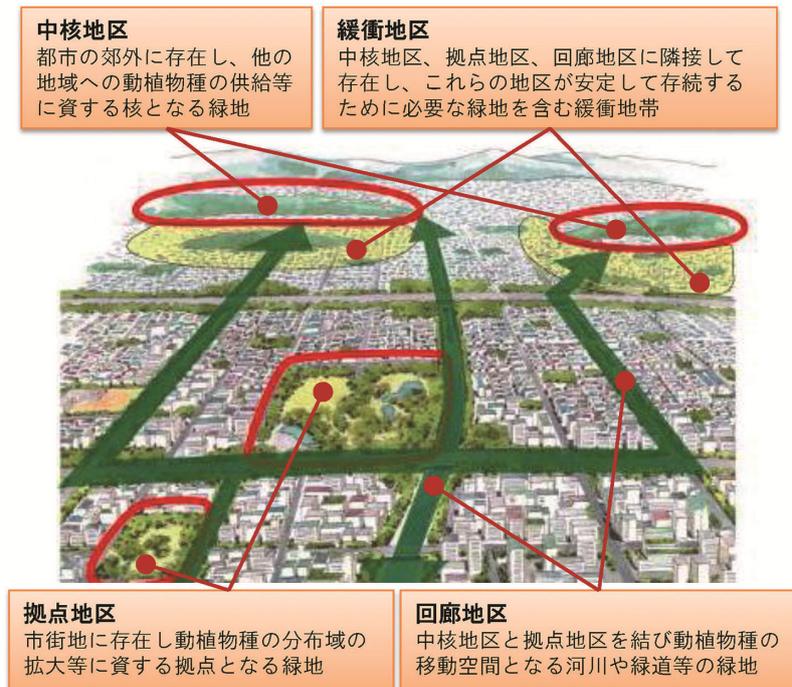
生物多様性が豊かな都市のイメージ

今後、都市で生物多様性を確保していくためには、緑地の量を確保するのみならず、動植物の生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上が必要です。また、緑地の適正な配置とその有機的なネットワークの形成のためには、動植物種の供給源となる都市郊外と、市街地内の緑地をネットワークし、動植物の移動を促していく必要があります。

2011年（平成23年）の都市緑地法運用指針の改正では、都市における生物多様性を確保するため、動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性等を評価して、下図に示すような中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地による有機的なネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが望ましいとされています。

本計画においても、本市の緑地の規模や連続性等を評価して、「エコロジカルネットワーク重点地区」を定めました。

図 エコロジカルネットワークの形成



※本市では回廊地区となる農地が緩衝機能を兼ねており、緩衝地区の設定はしていません。

資料：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き（2018年・平成30年）に加筆